

## 令和3年度山形縣市街地再開発事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、市町村が行う市街地再開発事業に要する経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で市町村に対し補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項に規定する都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域内の中心拠点区域（社会資本整備総合交付金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「交付金要綱」という。）イ-16（1）2.28に規定する中心拠点区域をいう。）において、同条第1項に規定する立地適正化計画に位置付けられ、かつ、交付金要綱に基づき交付金の交付決定がなされた事業で、次の各号に掲げるものとする。

#### 一 市街地再開発事業

### (補助金の額)

第3条 県の補助金の額は、交付金要綱第6及び同要綱附属第Ⅱ編に定める交付対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする

#### 一 市街地再開発事業

イ 調査設計計画の費用に係る県の補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

（イ）市町村が施行者（地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に規定する公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものに限る。以下同じ。）に補助する額の4分の1

（ロ）交付金要綱附属第Ⅲ編の表イ-16-（1）-1の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄のイ調査設計計画のうち○を付したものの費用を合計した額の6分の1

ロ 土地整備費及び共同施設整備費の費用に係る県の補助金の額は、交付要綱 附属第Ⅲ編の表イ-16-（1）-5（ア）事業に規定する都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業の同（イ）係数を乗じることに伴う地方負担増加額の2分の1

### (補助金の交付の申請)

第4条 市町村長は、この要綱による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式1号）を作成し、予算議決書（抜すい）（別記様式第2号）を添付して事業施行地を所管する総合支庁長（以下「総合支庁長」という。）を経由し知事に提出しなければならない。

### (経費の配分及び変更)

第5条 経費の配分は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費並びに権利変換諸費とする。

2 補助対象事業に要する経費の配分の変更（規則第7条第1項第1号イに規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときには、総合支庁長を経由して経費の配分変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 3 規則第7条第1項(1)イに規定する軽微な変更は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費、権利変換諸費の相互間における流用で、流用先の経費の3割（当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更となるものとする。

（事業内容の変更）

第6条 補助対象事業の内容の変更（規則第7条第1項第1号ロに規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときには、総合支庁長を経由して事業内容変更承認申請書（別記様式第4号）を提出しあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 規則第7条第1項第1号ロに規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。
- 一 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
  - 二 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、規則第6条の補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
  - 三 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が900万円以下であるときは900万円）を超える変更又は3,000万円を超えるもの
- 3 補助金の額に変更を生じるときには、補助金交付変更申請書（別記様式第5号）を作成し、総合支庁長を経由して知事に提出しなければならない。

（事業完了期日の変更）

第7条 市町村長は、補助対象となる事業が交付決定に付された期日までに完了しないときには、すみやかに完了期日変更報告書（別記様式第6号）により総合支庁長を経由して知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第8条 市町村長は、この補助金の交付決定後において事業を中止し又は廃止しようとするときは、すみやかに事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第7号）を総合支庁長を経由して提出し、知事の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 市町村長は、規則第12条の規定に基づく補助事業等状況報告書について、令和3年9月末日現在の状況を記載した事業実施状況（別記様式第8号）を翌月12日までに総合支庁長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 前年度より引き続き行う事業で、令和3年9月末日までに完了しないときには、第1項の規定を準用する。

（実績報告）

第10条 市町村長は、補助事業の完了の日（事業を廃止したときは、廃止の承認を受けた日。）から起算して1箇月を経過した日又は当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（別記様式第9号）を総合支庁長を経由して知事に提出しなけれ

ばならない。

(補助金の経理)

第11条 市町村長は、規則第21条に規定する帳簿等を事業の完了後5箇年間保存しなければならない。

(概算払)

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第10号)に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 第2項により概算払を受けた事業で年度内に事業が完了しない場合は、概算払を受けた事業の属する会計年度の翌年度の4月15日までに、年度終了実績報告書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(指導監督)

第13条 知事は、事業の円滑な遂行を図るため、必要があるときは、当該市町村に対し指示をし、又は、事業の内容について調査することができるものとする。

(疑義)

第14条 この要綱に定めのない事項で、補助金の交付に関して疑義が生じた場合は、県と市町村が協議するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日までに先導的まちなか特定プロジェクト推進制度(平成21年11月5日山形県土木部制定。)に基づき活性化拠点づくりプロジェクトに位置づけられ、かつ、交付金要綱に基づき交付金の交付決定がなされた事業については、第2条の規定に係わらず補助対象とする。この場合において、第3条第1号ロ中「交付要綱 表イ-16-(1)-5 (ア) 事業に規定する都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業の同(イ)係数を乗じることに伴う地方負担増加額の2分の1」とあるのは、「交付金要綱附属第Ⅲ編の表イ-16-(1)-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄のロ土地整備費及びハ共同施設整備費のうち○を付したものの費用を合計した額の3%(まちなか活性化の拠点となる公益施設(交付要綱附属第Ⅲ編イ-13(4)1の四に規定する賑わい交流施設をいう。)の延べ床面積が、事業全体の延べ床面積の10分の1以上又は、1,000㎡以上であるものにあつては9%)」と読み替えるものとする。